

森町の休業要請に基づく協力金の支給に関するよくあるご質問

(R2/4/27 現在)

Q 1 協力金がもらえるのは誰なのか？

A 1 森町内にある食事提供施設（食堂、レストラン、居酒屋、喫茶店等）を運営する中小企業者（個人事業主を含む）で、森町の休業要請期間（少なくとも4月29日から5月6日まで）の全日程を休業した事業者にお支払いします。

Q 2 テイクアウト専門や宅配サービス専門の飲食業を休業した場合は、対象となるか？

A 2 テイクアウトや宅配サービスについては、休業要請の対象外であるため、休業しても協力金の対象となりません。

Q 3 店内（施設）の一部で、食事等を提供しているがその場合は対象となるか？

A 3 飲食店営業許可に基づき、店内（施設）の一部で食事を提供している場合は、食事提供部分の休業を行った場合に、協力金の対象となる場合があります。（コンビニエンスストア等の一部の施設を除く）

Q 4 露店の飲食店営業許可で経営しているが、協力金の対象となるか？

A 4 露店での食事提供施設については、休業要請の対象外であるため、休業しても協力金の対象となりません。

Q 5 惣菜（そうざい）の飲食店営業許可で経営しているが、協力金の対象となるか？

A 5 惣菜（そうざい）の販売については、休業要請の対象外であるため、休業しても協力金の対象となりません。

Q 6 ショッピングセンターなどの中に入るテナントは対象となるか？

A 6 テナントの場合も対象となります。

Q 7 工場や社員寮などの中で飲食店営業許可に基づき、食堂を経営しているが、対象となるか？

A 7 社員食堂など特定の利用者のみが利用する食事提供施設については、休業要請の対象外であるため、協力金の対象となりません。

Q 8 町外で飲食店を経営しているが、協力金の対象となるか？

A 8 森町の協力金の対象となりません。店舗（施設）がある自治体にお問い合わせください。

Q9 休業要請期間（4/25～5/6）より先に自主的に休業しているが、協力金の対象となるか？

A9 先に休業していても、休業要請期間を全て休業していただければ対象となります。

Q10 申請は、どのようにすればよいですか？

A10 申請書等は、森町ホームページからダウンロードしてください。（現在、準備中）。

インターネット等がご利用できない場合は、5月11日以降、森町役場産業課商工観光係（85-6319）までご連絡いただければ、申請書類等を郵送します。

申請は、原則、郵送となりますので、封筒に切符を添付し、裏面に住所、氏名を記入のうえ、森町役場産業課商工観光係まで郵送してください。

(宛先) 〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101-1 森町役場 産業課 商工観光係 宛
--

Q11 食事提供施設ではありませんが、休業した場合、協力金の対象となりますか？

A11 今回、森町が休業要請する施設は、食事提供施設（食堂、居酒屋等）になりますので、協力金の対象となりません。

静岡県が休業要請する施設に該当する場合は、静岡県の協力金の対象となる場合がありますので、相談窓口「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金相談センター」へお問い合わせください。

●静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金相談センター

開設期間	開設時間
令和2年4月24日（金）から 令和2年5月29日（金）まで	9時00分から17時00分まで （土日祝日を含む）

（電話番号）

090-9023-8443 090-9023-8488 090-9023-8577 090-9023-8796
090-9023-8813 090-9023-8864